

平成17年度第1回鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会会議録

1 日 時 平成17年4月21日（木） 午後2時～午後4時

2 場 所 第4委員会室（庁舎6階）

3 出席者

【委員】畑 委員 篠崎委員 笹川委員 小林委員 加藤委員 桑原委員  
三輪委員 岡村委員 鈴木委員 今村委員 井上委員 穂山委員  
菊地委員 （欠席：川上委員 石坂委員）

【事務局】健康管理課：岩佐課長  
高齢者支援課：大原課長 生原課長補佐  
介護保険課：阿久津課長 斉藤介護保険係長 鈴木介護保険係主査  
国松認定審査係長

4 傍聴者 なし

5 議 題

- (1) 第3期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針（案）  
について
- (2) 第3期介護保険事業計画の全体像について
- (3) 保健・医療・福祉事業等推進調査事業（介護予防事業）について
- (4) その他

6 配付資料

- 資料1 第3期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針（案）  
について
- 資料2 第3期介護保険事業計画の全体像について
- 資料3 保健・医療・福祉事業等推進調査事業（介護予防事業）報告書
- 資料4 鎌ヶ谷市介護保険事業者情報システムの概要

## 7 会議内容

(1) 第3期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定方針（案）  
について

(2) 第3期介護保険事業計画の全体像について

(事務局) 資料1・2を説明する。

(委員) 国では、どの辺まで審議が進んでいるのか。  
どの位まで案を示しているのか。

(事務局) 衆議院において審議中です。法案の成立については6月になってしまう  
ので、その後、具体的なところが示されると思います。

(委員) 資料1の中で、「2015年（平成27年）の高齢者介護の姿を念頭に  
置いています。」とあるが、何で「2015年（平成27年）」なのかの説明  
が必要でないか。

資料2（P1）中の「平成26年度における高齢者介護の姿及び目標値」  
でサービス利用者数が要介護2以上の割合に対して37%以下となるよ  
う設定するとあるが、37%の根拠は何か。

施設入所者は要介護2以上、その内要介護4以上の割合が70%以上と  
なるよう設定とあるが、70%以上だと施設のマンパワーはどうなのか。

要介護が重度の人だけでは施設もたいへんなのではないか。

(事務局) 2015年（平成27年）というのは、ちょうど団塊の世代が65歳に  
到達する年であり、今後10年間で高齢化の急速な上り坂と言われており  
ます。計画には、その説明を加えていきたいと思えます。

また、今回の計画では平成26年度の目標値を設定することとされてお  
り、国から「平成26年度における高齢者介護の姿及び目標値」で最終的  
な数値目標が示されております。

具体的には、介護保険3施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、  
介護療養型医療施設）、グループホーム、有料老人ホームの入所者につい  
て、要介護2以上の割合が37%となるように設定することとなっていま  
す。本市では、現在は43%でありますので6%下げる目標になります。

さらに、介護保険3施設利用者を重度化することとし、要介護4、5の  
割合を70%以上とする目標になっております。70%という数値は、最  
最終的な目標であり、第3期計画での達成を意味するものではありません。

重度化した場合のマンパワーの確保につきましては、課題として認識し  
ております。

(委員) 地域支援事業の中で虚弱高齢者とあるが、誰が虚弱高齢者と決めるのか。

(事務局) 市でスクリーニングを実施し、対象者を選定いたします。

(委員) 今、実施している基本健康診査でできますか。無理ですね。

- (事務局) 調査項目を追加して行いたいと考えております。
- (委員) 地域包括支援センターですが、エリアはどのように考えているのか。地域福祉計画の(仮称)地域支え合いセンターとの整合性は。
- (事務局) 地域包括支援センターは、各生活圏域に必ず1つ設置する必要はありません。全市に1つ設置することも可能です。本市でいくつ設置するかは、現在検討中です。
- 地域支え合いセンターとの整合性ですが、地域支え合いセンターは、福祉全体と捉えています。地域包括支援センターは、第3期の事業計画に位置付けて、介護予防中心に行うセンターと考えております。
- (委員) 日常生活圏域の設定について、コミュニティエリアの6エリアとの関係はどうか。
- (事務局) コミュニティエリアの6エリアを参考にして現在検討中です。
- (委員) 介護保険については申請で行っているが、地域支援事業の対象として、虚弱の人は、自分で手を挙げていくのか。どのようにスクリーニングしていくのか。
- (事務局) 手を挙げる人が対象ではなく、予防健診を実施して対象者を選定していくものと考えておりますが、具体的な内容については、まだ決まっておりません。
- (委員) 第3期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定方針(案)は、これでよろしいですか。
- (委員) はい。(各委員了解す。)

### (3) 保健・医療・福祉事業等推進調査事業(介護予防事業)について

- (事務局) 資料3を説明する。
- (委員) 地域支援事業について、今後、事業者以外にどのようなメンバーで実施していくのか。
- (事務局) 地域支援事業については、社会福祉協議会、医師会、民生委員等すべての関係者をお願いしていきたいと考えております。
- (委員) 夜間対応(24時間体制)をとっていくということですね。
- (事務局) 夜間対応は、地域支援事業ではなく、住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービスとして、介護保険制度の中で新しく創設される地域密着型サービスの夜間対応型訪問介護になります。したがって、今後事業者が参入してくるものと考えられます。
- (委員) 地域福祉計画の地域での支え合い活動についても、まだ、これからという段階なので、地域支援事業についても事前に協議してもらいたい。
- (事務局) 今後、協議してまいります。

- (委 員) 介護保険の受給資格が65歳となっているが、対象者には周知しているのか。また、介護予防についてもピーアール等しているのか。
- (事務局) 65歳に達すると、被保険者証を送付していますが、介護予防としての健康教育等については、積極的には行っておりません。
- (委 員) 今後、啓蒙していくようお願いします。
- (事務局) わかりました。

#### (4) その他（鎌ヶ谷市介護保険事業者情報システムの概要）

- (事務局) 資料4を説明する。
- (委 員) 提供する情報の中で、受入れ可能な特別な医療等も掲載とあるが、特別な医療とは何か。
- (事務局) バルーン、経管医療等です。
- (委 員) データベースの構築等について、民間の会社に委託するということが、市が事業者についての責任を持つと思われないか。
- (事務局) 基本情報については、市がチェックを行います。
- (委 員) ホームページの掲載だけでなく、ホームページを利用しない人のために紙ベースによる情報提供もできないか。
- (事務局) 紙ベースによる情報提供も行っていきます。

以上、会議の経過を記載し相違のないことを証するため次に署名する。

平成17年 月 日

署名人 \_\_\_\_\_

署名人 \_\_\_\_\_